

## GS1 Japan Data Bank -商品情報-登録規約

沿革	2019年10月1日	19規約第5号	制定
	2020年2月12日	19規約第6号	一部改正
	2020年11月17日	20規約第6号	一部改正
	2021年1月25日	20規約第8号	一部改正
	2021年8月1日	21規約第4号	一部改正
	2021年10月20日	21規約第5号	一部改正
	2022年4月1日	22規約第2号	一部改正
	2024年4月22日	24規約第4号	一部改正
	2024年10月1日	24規約第9号	一部改正
	2026年4月13日	26規約第1号	一部改正

GS1 Japan Data Bank -商品情報-登録規約（以下、本規約）は、一般財団法人流通システム開発センター（以下、GS1 Japan）が管理・運営するGS1 Japan Data Bank -商品情報-（以下、「GJDB -商品情報-」）の適正な利用について定める。

### 第1条（「GJDB -商品情報-」の機能）

GS1事業者コードが貸与された事業者（以下、登録事業者）は「GJDB -商品情報-」に自社の商品情報を登録することにより、次の機能を利用することができる。

- ① GTINを設定する機能
- ② 「GJDB -商品情報-」に登録を行った自社のGTINの番号およびそれに付随する商品情報を管理する機能
- ③ 「GJDB -商品情報-」に登録を行った自社のGTINからバーコード画像を生成する機能
- ④ 「GJDB -商品情報-」に登録された商品情報の一部項目を第2条の⑦、⑧、⑨、⑩記載のサービスに提供する機能
- ⑤ JICFS/IFDBに登録されている自社の商品情報を参照し、「GJDB -商品情報-」に登録するための機能
- ⑥ GJDB × scan のユーザーから送信された自社の商品情報に関するフィードバック情報等についてGS1 Japanから通知を受ける機能

### 第2条（定義）

本規約で使用する用語の定義は、⇒に続いて記載のとおりとする。

- ① GS1 AISBL⇒国際的な流通標準化推進機関である非営利ベルギー法人
- ② GS1 加盟組織⇒GS1 AISBLを構成する国・地域のGS1識別コードの管理団体であってGS1標準の開発と普及活動を行うことを認められた組織
- ③ My GS1 Japan⇒GS1 Japanがインターネット上で提供する各種サービスのポータルサイト
- ④ ブランドオーナー⇒商品（サービスを含む）の名称を利用する権利を有する製造業者、卸売業者ま

たは小売業者

- ⑤ GS1 事業者コード⇒GTIN・GLN 等の GS1 が定める国際標準の識別コードを設定するために必要な番号で、GS1 AISBL・GS1 Japan・他の GS1 加盟組織が設定・管理し、事業者に貸与するコード
- ⑥ GTIN (Global Trade Item Number) ⇒どの事業者の、どの商品 (サービスを含む) であるかを表す GS1 AISBL が定める国際標準の識別コードで、商品のブランドオーナー (ある商品の名称を利用する権利を有する製造業者・卸売業者・小売業者・サービス提供者) が商品ごとに設定するコード
- ⑦ GJDB × scan⇒第 3 条第 5 項によりブランドオーナーが登録した商品情報の使用を目的として、GS1 Japan が管理・運営するスマートフォンアプリ
- ⑧ JICFS/IFDB (JAN Item Code File Service/Integrated Flexible Data Base) ⇒GS1 Japan が商品マスター情報をブランドオーナー等から収集、整備し、その情報を提供することを目的として、GS1 Japan が管理・運営するサービス
- ⑨ GS1 Registry Platform⇒GS1 AISBL が運営し、GS1 AISBL・GS1 Japan・他の GS1 加盟組織を通じて、GS1 AISBL・GS1 Japan・他の GS1 加盟組織から GS1 事業者コードの貸与を受けた事業者に関する情報、当該事業者発信の GTIN に関する情報、当該事業者発信の GLN に関する情報、GTIN・GLN 等の GS1 AISBL が定める国際標準の識別コードに関するウェブ上の様々な情報・サービスにアクセスするためのリンク情報が蓄積されるレジストリー
- ⑩ GS1 Japan 産業横断レジストリー⇒小売業者等が業界横断的に、GJDB -商品情報-や各業界のデータベースに登録されている商品情報を取得できる、GS1 Japan が管理・運営するシステム
- ⑪ 利用者⇒「GJDB -商品情報-」にアクセスし「GJDB -商品情報-」に登録された商品情報を使用する製造業者、卸売業者、小売業者およびこれら企業を支援する事業者。利用者の資格は別途定める。
- ⑫ 知的財産権等⇒特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・不正競争防止法上の権利等

### 第 3 条 (商品情報の登録)

- 1 貸与を受けている GS1 事業者コードが全て有効である登録事業者は、自社の商品情報を「GJDB -商品情報-」に登録することができる。
- 2 前項の登録事業者に加え、登録事業者の商品情報を扱う権利を有する者も、当該登録事業者の委任を受け商品情報を「GJDB -商品情報-」に登録することができる。
- 3 貸与されている GS1 事業者コードが無効になった登録事業者は、第 1 条の機能を利用することができない。
- 4 登録事業者は、GS1 Japan が定める「My GS1 Japan 利用規約」に従わなければならない。
- 5 登録事業者は「GS1 Japan Data Bank -商品情報- ユーザーマニュアル (登録ガイド)」に従い、自社の商品情報を正確に登録し、登録情報が最新の情報となるように努めなければならない。
- 6 GS1 事業者コードが返還された場合も、登録事業者が「GJDB -商品情報-」に登録した情報は「GJDB -商品情報-」に保持され、「GJDB -商品情報-」、GJDB × scan、JICFS/IFDB、GS1 Registry Platform および GS1 Japan 産業横断レジストリーにおいて利用される。
- 7 登録事業者は、自身が登録した商品情報の削除が必要な場合、GS1 Japan に電子メール (gjdb@gs1jp.org) で削除が必要な商品情報を申し出ることにより、GS1 Japan が「GJDB -商品情報-」から商品情報を削除する。

#### 第4条（商品情報の提供または公開）

- 1 「GJDB-商品情報-」に登録された商品情報は利用者に提供または公開される。
- 2 登録事業者は、自社の商品情報の提供または公開を希望しない場合、GJDB × scan、JICFS/IFDB、GS1 Registry Platform および GS1 Japan 産業横断レジストリーに対して、GS1 Japan に提供または公開の停止を求めることができる。
- 3 「GJDB-商品情報-」に登録された商品情報のうち、画像情報については、必要な編集・加工等を実施して提供または公開される。
- 4 JICFS/IFDB に提供された商品情報は、必要な編集・加工等を実施して提供または公開される。
- 5 「GJDB-商品情報-」に登録された商品情報のうち、販売対象国（地域）が未入力の商品情報については、販売対象国（地域）は「日本」として GS1 Registry Platform に提供される。

#### 第5条（権利帰属）

- 1 「GJDB-商品情報-」の知的財産権等は、GS1 Japan に帰属する。
- 2 「GJDB-商品情報-」により提供される情報（知的財産権等を含む）は、GS1 Japan および登録事業者に帰属する。
- 3 「GJDB-商品情報-」の利用は、「GJDB-商品情報-」に関する GS1 Japan および登録事業者の知的財産権等に関し、いかなる権利も許諾するものではない。

#### 第6条（料金・費用）

- 1 第1条記載の機能は、無料で利用することができる。但し、別紙に記載のサービスは有料とする。
- 2 「GJDB-商品情報-」に接続するための通信費等は登録事業者の負担とする。

#### 第7条（免責）

- 1 「GJDB-商品情報-」への自社の商品情報の登録は登録事業者の責任で行い、その情報の使用に関連して損害が発生しても、GS1 AISBL・GS1 Japan・他のGS1加盟組織は、責任を負わない。
- 2 登録事業者が登録した商品情報により何らかの損害がGS1 AISBL・GS1 Japan・他のGS1加盟組織に発生した場合、またはそれらの組織が第三者から損害賠償の請求を受けた場合、登録事業者はその賠償をしなければならない。
- 3 「GJDB-商品情報-」が何らかの原因により利用できなかったことにより生じる損害について、GS1 Japan は責任を負わない。
- 4 第1条⑤、⑥の機能により参照できる情報の信頼性について、GS1 Japan は責任を負わない。

#### 第8条（「GJDB-商品情報-」のサービス変更・中断・中止）

- 1 GS1 Japan は、事業上の理由、システムの不具合・メンテナンス、法令の制定改廃、天災地変、偶発的事故、停電、通信障害、不正アクセス、その他の事由により、事前に通知することなく、「GJDB-商品情報-」のサービスを変更し、または中断もしくは中止することができる。また、それに起因して生じた損害について、GS1 Japan は責任を負わない。
- 2 GS1 Japan は、前項の変更・中断・終了にあたっては、事前に予告するよう努める。ただし、緊

急の場合、技術的に困難な場合その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

#### 第9条（禁止行為）

- 1 登録事業者は、「GJDB・商品情報」を第1条記載の機能の本来の利用目的以外に利用してはならない。
- 2 登録事業者は、「GJDB・商品情報」の利用にあたり、次の各号に該当する行為をしてはならない。
  - ① 法令に違反する行為
  - ② 犯罪に関連する行為
  - ③ 公序良俗に反する行為
  - ④ GS1 Japan または第三者の有する知的財産権等およびプライバシー権、名誉、信用、肖像権、その他一切の権利または利益を侵害する行為
  - ⑤ 「GJDB・商品情報」の運営・維持を妨げる行為
  - ⑥ 「GJDB・商品情報」の改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または解析
  - ⑦ 「GJDB・商品情報」のネットワークまたはシステム等に過度の負担をかける行為
  - ⑧ 「GJDB・商品情報」のネットワークに不正にアクセスする行為
  - ⑨ 第三者になりすます行為
  - ⑩ 第三者に「GJDB・商品情報」を利用させる行為
  - ⑪ 第三者の知的財産権等およびプライバシー権、名誉、信用、肖像権、その他一切の権利または利益の侵害となる情報を、GS1 Japan に送信する行為
  - ⑫ 「GJDB・商品情報」により使用しうる情報を改ざん、流用または第三者に提供する行為
  - ⑬ 前各号の行為を直接もしくは間接に惹起しまたは容易にする行為
  - ⑭ その他、GS1 Japan が不適切と判断する行為

#### 第10条（利用停止等）

- 1 GS1 Japan は、登録事業者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、事前に通知することなく、「GJDB・商品情報」の全部もしくは一部の利用の停止・終了をすることができる。
  - ① 本規約に違反した場合
  - ② GS1 Japan からの問い合わせに対して、7日間以上応答がない場合
  - ③ GS1 Japan が「GJDB・商品情報」の利用を適当でないとして判断した場合
- 2 登録事業者は、「GJDB・商品情報」の利用を停止された場合、GS1 Japan に対して負っている債務について期限の利益を失い、直ちにGS1 Japan に対する全ての債務の履行をしなければならない。
- 3 「GJDB・商品情報」に、GS1 Japan が不適切と判断する商品情報の登録があった場合、GS1 Japan は商品情報の削除、商品情報の提供または公開の停止等の是正措置を講じることができる。
- 4 GS1 Japan は、本条に基づく利用停止等により登録事業者に生じた損害について、責任を負わない。

#### 第11条（反社会的勢力の排除）

- 1 登録事業者は「GJDB・商品情報-」の利用期間中、登録事業者およびその株主・役員その他、登録事業者を実質的に支配する者が暴力団・暴力団員・暴力団関係者・不法収益犯罪収益等関連犯罪行為者・総会屋その他反社会的勢力ではないこと、また過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明し保証する。
- 2 GS1 Japan は「GJDB・商品情報-」の提供期間中、GS1 Japan および GS1 Japan 役員その他、GS1 Japan を実質的に支配する者が暴力団・暴力団員・暴力団関係者・不法収益犯罪収益等関連犯罪行為者・総会屋その他反社会的勢力ではないこと、また過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明し保証する。
- 3 登録事業者が1項の表明・保証に反した事実が判明したときは、GS1 Japan は登録事業者の「GJDB・商品情報-」の利用を停止し、必要な場合、登録事業者が登録した商品情報を削除することができる。その場合、登録事業者は、「GJDB・商品情報-」の利用停止による損害賠償の請求をすることができない。

#### 第12条（紛争処理および損害賠償）

- 1 登録事業者は、「GJDB・商品情報-」の利用に関連してGS1 Japan、他の登録事業者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。
- 2 GS1 Japan、他の登録事業者が、登録事業者による「GJDB・商品情報-」の利用に関連して第三者からクレームを受けまたは第三者との間で紛争が生じた場合、登録事業者は、登録事業者の費用と責任において、そのクレームまたは紛争を処理し、進捗および結果をGS1 Japanに報告すると共に、GS1 Japan、他の登録事業者が負担した損害を賠償しなければならない。
- 3 GS1 Japan は、登録事業者の「GJDB・商品情報-」の利用に関して損害賠償義務を負わない。

#### 第13条（準拠法および合意管轄裁判所）

- 1 本規約の解釈については、日本国法を準拠法とする。
- 2 本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第14条（規約の変更）

- 1 GS1 Japan は、本規約を変更することができる。
- 2 本規約の変更は、GS1 Japan のウェブサイトまたは「GJDB・商品情報-」上に、変更の効力発生日とともに掲載する方法によって行う。
- 3 登録事業者が規約変更の掲示後に「GJDB・商品情報-」を利用したときは、変更後の規約に同意したものとみなされる。

#### 附則（2019年10月1日施行）

本規約は、2019年10月1日から適用する。

#### 附則（2020年2月12日一部改正）

本規約は、2020年2月12日から適用する。

#### 附則（2020年11月17日一部改正）

本規約は、2020年11月17日から適用する。

附則（2021年1月25日一部改正）

本規約は、2021年1月25日から適用する。

附則（2021年8月1日一部改正）

本規約は、2021年8月1日から適用する。

附則（2021年10月20日一部改正）

本規約は、2021年10月20日から適用する。

附則（2022年4月1日一部改正）

本規約は、2022年4月1日から適用する。

附則（2024年4月22日一部改正）

本規約は、2024年4月22日から適用する。

附則（2024年10月1日一部改正）

本規約は、2024年10月1日から適用する。

附則（2026年4月13日一部改正）

本規約は、2026年4月13日から適用する。

## GS1 Japan Data Bank -商品情報-有料サービスについて

2020年11月17日制定

GS1 Japan Data Bank -商品情報-登録規約（以下、本規約）第6条第1項但し書きにいう GS1 Japan Data Bank -商品情報-の有料のサービスを以下に定める。

## 1. 無料生成件数を超えるバーコード画像の生成

本規約第1条③に規定するバーコード画像を生成する機能において、同条に規定する登録事業者が無料で生成を認められる件数（以下、無料生成件数）を超えてバーコード画像を生成したい場合、以下に記載する料金の支払い及び購入の方法によって、追加的に生成することができる。

この場合の無料生成件数は10件までとする。但し、当該登録事業者が、GS1 Japan が定めたバーコード画像無料生成期間（2020年11月17日まで）に、バーコード画像を11件以上生成している場合、その数を当該登録事業者についての無料生成件数とする。

## ①料金

バーコード画像生成件数	金額（税込）
1件追加	1,100円
5件追加	4,400円
10件追加	7,700円
50件追加	33,000円
100件追加	49,500円

## ②購入の方法

My GS1 Japan のホームページから画面の指示に従って購入する。なお、My GS1 Japan の利用に当たっては、本規約第3条第4項にいう My GS1 Japan 利用規約に従わなければならない。

以上